
規 則

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 29 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第74号

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年高知県規則第33号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事様

申請者 住所（所在地）
 氏名（名称及び代表者名）
 電話番号

高知県立県民体育館利用許可申請書

高知県立県民体育館の利用の許可を受けたいので、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

利用の目的 (行事名)	施設及び附属設備	利用内容	*使用料の額
利用する施設	主競技場（全面・（／）面）・補助競技場・室内プール・大会議室・小会議室・多目的グラウンド・テニスコート	主競技場（全面・（／）面） 準備	円
利用区分	アマチュアスポーツ・アマチュアスポーツ以外の催物・興行 学生・一般	補助競技場 室内プール（団体利用） 大会議室 小会議室	午前後間外
利用の日時	年月日時分から 年月日時分まで	平日 日・土・休日	午前後間外
入場者の予定数	午前人 夜間人 人	多目的グラウンド テニスコート	午前後間外
入場料	徴収	徴収する額	

の徴収	し な い	大 円 学 円 小 円	人 生 人	ト			
営利・ 非営利 等の区分		営利又は 営業の宣 伝を目的的 としている ない	営利又は 営業の宣 伝を目的的 としている		前 納		
				小 計	後 納		
利用責任者	住 所			A セ ット	利 用 单 位		
	氏 名			B セ ット	"		
	職 業			持込み電源供 給	"		
	電 話 番 号			長 机	卓		
				折り畳み椅 子	脚		
行事の 内 容	開 演 時 間	第1回 時から 時まで 第2回 時から 時まで 第3回 時から 時まで		演 台	台		
	利 用 の 日 時	準 備	月 日 ～ 月 日	時～ 時	暗 幕 装 置	張	
		期 間	月 日 ～ 月 日	時～ 時	シ ャ ワ 一	室	
		後 片 付 け	月 日 ～ 月 日	時～ 時	A 照明	時 間	
				(全 面 ・ (/)面)	"		
		(会場の設営内容を詳 しく述べてください。)					
				補 助 競 技 場 照 明	"		
				拡 声 装 置	日		

注 ※印欄は、記入しないでください。

別記第2号様式中「小会議室」を「小会議室・多目的グラウンド・テニスコート」に改め、同様式備考1中「大会議室若しくは小会議室」を「大会議室、小会議室、多目的グラウンド若しくはテニスコート」に改める。

別記第7号様式から別記第10号様式までの規定中「小会議室」を「小会議室・多目的グラウンド・テニスコート」に改める。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

規 則

◎高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行
規則の一部を改正する規則